

Title	19世紀第4四半期におけるイギリス女性労働と労働運動 : Women's Protective and Provident Leagueの活動に関連して
Sub Title	Taking work home and working until midnight' : women's work and Women's Protective and Provident League in late-Victorian England
Author	中村, 伸子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1987
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.6 (1987. 2) ,p.614(70)- 632(88)
JaLC DOI	10.14991/001.19870201-0070
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19870201-0070">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19870201-0070</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 19世紀第4四半期における

## イギリス女性労働と労働運動

—Women's Protective and Provident League の活動に関連して—

中村伸子

### I はじめに

近年、イギリスにおいても、また、日本においても女性史に対する関心が高まっている。その分析視角も従来の女性史研究とは大きく異なり、女性の日常生活における歴史をジェンダー (gender) を分析概念として再構成しようとする傾向が強い。<sup>(1)</sup> この分析視角の長所は、何よりもまず、研究対象の拡大をもたらしたことである。これまでの研究では、中心的な対象となっていなかった一般女性の労働と生活を明らかにしようとする長所を持っている。<sup>(2)</sup> それゆえ、労働の経験を持ちながら従来の労働運動中心の女性労働史では看過されがちであった、労働組合に加入しなかったり、労働運動とは無関係であった女性の経験をうかびあがらせること、そして、労働運動に参加した女性労働者の経験を相対化することも可能となる。<sup>(3)</sup> さらに、従来から研究されてきたテーマに対して、新しい問題を提起したこともその長所として指摘されうる。イギリス社会政策史の上では「立法措置に

注(1) このような視点から検討された女性史研究の成果として、Sally Alexander, 'Women's Work in Nineteenth Century London: A Study of years 1820-59,' J. Mitchel and A. Oakley (eds), *The Rights and Wrongs of Women*, 1976, pp. 59-111. 労働とは多少異なるが、今世紀初頭の女性の生活世界をコミュニティとの関連で描いたものに、Ellen Ross, 'Survival Networks: Women's Neighbourhood Sharing in London,' *History Workshop*, No. 15, Spring, 1983. 家族との関係については、Elisabeth Roberts, 'The Working-class Extended Family, Functions and Attitudes 1890-1940,' *Oral History*, vol. 12, No. 1, 1984. を参照されたい。

(2) たとえば、女性労働とライフサイクルの関係において、「既婚女性の就業はライフサイクルに応じて変化する」ことを指摘される(住沢とし子「高度工業化の過程における女性労働——ドイツ第二帝政期を中心に——」『寧楽史苑』31号, 1986年)。この点は、男性労働者と大きく異なる女性労働者の特徴であり、女性の就業動機、就業形態との関連について一層の検討が望まれる。

(3) この視角に問題がないわけではない。「新しい」女性労働史が、労働者の状態の分析に集中し、従来の女性労働史が研究の中心としてきた労働運動や社会運動との関連を見失っているとする批判もある。この批判を全面的に展開したのが、矢野久「総括シンポジウム」『現代史研究』No. 32, 1985年である。この報告は、1985年2月23日、3月30日、4月27日に現代史研究会の主催で行なわれた連続研究会とシンポジウムを総括したものである。ここで矢野氏は従来の労働運動史研究を「運動が積極的になされた局面を重点的に取扱い、……女性労働の質、家計補助的性格、家内的存在等の問題を看過してきた」と整理する一方、最近の女性史研究に関して「女性労働そのものの経済的社会的意味を積極的に重視し、具体的に女性労働の実態を分析したが、それではなぜ女性労働運動が、様々な阻止条件にもかかわらず、生成・発展しえたのかについては答えることができていない」と批判している。

#### 19世紀第4 四半期におけるイギリス女性労働と労働運動

よる保護の拡大」として積極的に評価されてきた工場法による女性の保護規定に関して、工場法に内包される女性観を分析対象とする視点は、その一例である。<sup>(4)</sup>

従来から、比較的研究蓄積の多かった19世紀中葉から末にかけての、いわゆるヴィクトリア時代のイギリスの女性史研究に関してもこの傾向は顕著である。これまでの研究のメインテーマは、家父長主義的イデオロギーとこれに規定された女性の生活、および、このイデオロギー的規定に対する女性の抵抗であった。<sup>(6)</sup>「完全な妻」としての女性の性格規定が女性の生活に与えた影響は詳細に検討されたが、その多くは中産階級の女性を対象としていた。このような研究においては、労働者階級の女性が行なってきた賃労働の問題は、重要な位置を与えられず、労働者一般の賃労働の問題と同一視されていた。<sup>(8)</sup>しかし、1974年には、「経済史家たちは、女性労働をイギリスの経済成長の過程の中で分析的に重要な要素として検討してきたと自らを正当化できるとは感じていない」と批判された研究状況も、その後の女性史研究の進展に伴って変化し、ヴィクトリア時代の女性労働に関しても多くの研究成果が蓄積された。これら最近の研究成果は、産業化と女性労働に関してこ

注(4) 成人女性が工場法の対象に含まれたのは1844年の改正法の時である。この工場法修正法に関する議論の過程を追うことによって工場法に見られる女性観を検討したのが、竹内敦子「イギリス一八四四年工場法における婦人労働の規制について」『社会経済史学』第51巻第2号、1985年である。

(5) 19世紀イギリスの社会経済史の研究書は数多いが、以下に代表的な著作をあげる。経済史では、S. G. Checkland, *The Rise of Industrial Society in England 1815-1885*, 1964. P. Mathais and M. M. Postan (eds.) *Cambridge Economic History of Europe*, VII pt. 1, 1978. F. Crouzet, *The Victorian Economy*, 1982. P. Mathais, *The First Industrial Nation An Economic History of Britain 1700-1914*, second edition, 1983. 社会史、労働史では、Asa Briggs, *Victorian People: a reassessment of person and themes, 1851-1867*, 1955. Sidney Pollard, *A History of Labour in Sheffield*, 1959. Asa Briggs and John Saville, *Essay in Labour History*, vol. 1, 1960. E. P. Thompson, *The Making of English working class*, 1963. Eric Hobsbaum, *Labouring Men*, 1964. これらの研究では女性労働に関する言及は行なわれているものの、いずれも十分とは言えず、また、その視角も男性労働の付随的なものとして、あるいは、19世紀イギリスの一連の社会政策立法との関連が多い。日本語の文献としては、村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』1980年が生活の問題をも含んだヴィクトリア時代の把握を試みているが、女性労働者に関してはふれていない。近年の社会史研究の成果を取り入れたのが、角山栄、川北稔編著『路地裏の大英帝国—イギリス都市生活史』1982年であり、特に、河村貞枝氏の論文は、当時女性労働者の中心的存在であった女中に焦点をあてている。しかし、氏の論文では、女性労働者の全体像は明らかになっていない。

(6) J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, 1964. 邦訳『ヴィクトリア時代の女性たち』(河村貞枝訳) 創文社、1980年。M. Vicinus (ed.), *Suffer and Be Still Women in Victorian Age*, 1972. Do. *A Widening Sphere Changing Roles of Victorian Women*, 1977. L. Holcombe, *Victorian Ladies at Work—Middle class working women in England and Wales*, 1973. Leonore Davidoff, *The Best Circles Society, Etiquette and the Season*, 1973, ch. VI. 当時、社会問題となっていた、「余剰の女性(女性人口が男性人口を大きく上回っていることから生じる結婚できない女性)」と何等かの理由から賃労働に従事せざるを得なくなった中産階級の女性の労働問題もよく研究されたテーマであった。小説ではあるが、この問題に関してよく参照されるのが、George Gissing, *The Odd Women*, 1893. である。働かざるをえない中産階級の女性にとって唯一、体面(respectability)を傷付けることなく就業可能だった職種が(住込みの)家庭教師(governess)である。これに関しては西村貞枝「イギリス・フェミニズムの背景」『思想』601号、1974年を参照されたい。

(7) Banks, *op. cit.*, 邦訳第5章参照。

(8) たとえば、E. P. トムソン(Thompson)の著作に関しても女性の生産、および再生産活動に対する役割を無視してきたとする批判がなされている。Marilyn J. Boxer, 'Protective Legislation and Home Industry: The Marginalization of Women Workers in Late Nineteenth—Early Twentieth—Century France,' *Journal of Social History*, vol. 20, No. 1, 1986.

れまで漠然と考えられてきた通説に多くの点で修正を迫るものであった。

1970年代まで産業化の女性労働に対する影響を考察するうえで、決定的な影響力を持っていたのは、1930年に出版された I. ピンチベック (Ivy Pinchbeck) の著書であった<sup>(10)</sup>。彼女の基本的な見解は、産業化初期の移行・調整期には女性労働者は経済的困難を経験したものの、長期的には「家庭外で働く女性にとって産業革命はヨリよい労働条件、ヨリ多い雇用機会とそして地位の向上を意味した<sup>(11)</sup>」と、産業化を積極的に評価した。さらに、家庭にある主婦に対しても「家庭は仕事場でなくなり、勤労者階級の主婦は……家事と育児に専念することが可能となった<sup>(12)</sup>」と肯定的に把握した。彼女の見解の大きな特徴は、産業化を工場制の成立と同一視し、産業革命によって家庭が従来果たしていた生産単位としての機能を失ったと位置付けたことである<sup>(13)</sup>。

最近の女性労働史研究は、彼女のこの見解に対して疑問を提起している。前産業化社会から20世紀までのイギリスとフランスの女性労働の比較史的研究を行なった J. スコットと L. ティリー (Joan Scott and Louise Tilly) は、19世紀の女性労働のなかで工場労働がしめていた割合は小さかったと主張した<sup>(14)</sup>。女性労働者の多くは、家庭内で行なわれる手作業を中心とした労働に従事していたのであった。S. アレクサンダーは、さらに議論を進めて、家庭内で行なわれていた女性労働が看過され、工場労働に従事していた女性労働が注目された理由を、ヴィクトリア時代の「家庭の神聖視」に見る<sup>(15)</sup>。

産業化の女性労働に対する影響が上記のように変化したことにより、必然的に、女性労働に関連した社会政策立法や女性労働組合運動に対する再評価が必要となる<sup>(16)</sup>。本稿が目的としているのは、

注(9) E. Richard, 'Women in the British Economy since about 1700,' *History*, vol. LIX, No. 179, 1974.

(10) Ivy Pinchbeck, *Women Workers and the Industrial Revolution 1750-1850*, 1930.

(11) ピンチベックの定式化によれば、「世紀の変わり目(18世紀から19世紀にかけての)、女性が産業に再吸収される以前、または新しい産業にその位置を見いだす以前の変動の時期には女性労働者は、大きな圧迫と失業に直面した」のであった (Pinchbeck, *op. cit.*, p. 306.)。この定式化からも明らかのように、彼女の解釈では、女性労働者にとっての経済的困難はあくまでも一時的、摩擦的なものであった。

(12) Pinchbeck, *op. cit.*, p. 4.

(13) *Ibid.*, p. 307.

(14) 従来の女性労働史研究の前提については、Cris Middleton, 'Women's Labour and the Transition to Pre-industrial Capitalism,' L. Charles and L. Duffin (eds.), *Women and Work in Pre-industrial England*, 1985. を参照。ミドルトンは従来の通説的理解は産業化によって女性が以前持っていた生産的能力を失ったとする前提で一致していると指摘する。さらに、これは、A. クラークの古典的な研究 (Alice Clark, *Working Life of Women in the Seventeenth Century*, 1919.) 以来の女性労働史の伝統であり、ピンチベックやスコットとティリーも含めて現在までのほとんどの女性労働史研究がこの前提にたっていると主張している。ただし、スコットとティリーは女性の経済的機能は、産業化以降も重要な役割を果たしていたことを認識しており、産業革命を分水嶺として女性労働史を二つに分割したピンチベックの認識とは大きく異なっている。(J. Scott and L. Tilly, *Women, Work, and Family*, New York, 1978, pp. 104~145. *passim*.)

(15) Scott and Tilly, *op. cit.*, pp. 63~88, *passim*.

(16) ヴィクトリア時代の女性の理想像とこのイデオロギーが女性労働に対する当時の人々の認識に与えた影響は、次のように要約可能である。「女性は妻として、母親として、家庭のかなめであり、結果としてすべてのキリスト教的(そして、家庭的)美徳の守り手である。女性の賃労働はそれが家庭・家族そして家庭的美徳と調和する限りにおいて考慮されたのであった。」(S. Alexander, *op. cit.*)

#### 19世紀第4四半期におけるイギリス女性労働と労働運動

このような視点から19世紀後半のイギリスの女性労働運動史を再検討することである。具体的には、以下の二点を検討する。第一点は、19世紀後半のイギリスの女性労働に占めた工場労働の重要性を検討するために、19世紀後半に行なわれた国勢調査を利用し、当時のイギリスにおける女性労働のありかたを数量的に把握すること、第二点は、女性労働組合運動と当時の社会政策の成果を女性労働史研究の成果を通して再検討することである。ここで検討するのは、1874年に設立された「女性保護備災同盟 (Women's Proctive and Provident League, 以下 WPPL と略す)」の活動と、その設立者であり、最初の12年間の代表者であったE. パタソン (Emma Ann Paterson) が特に力をいれた1878年工場法改正法に対するキャンペーンが当時の女性労働の実態の中で持っていた意味である。WPPLの成立や発展の経緯およびこの団体の性格規定については、今井けい氏の詳細な研究<sup>(18)</sup>があるので、ここでは、WPPLは女性労働組合の結成を援助することを目的とし、中産階級の主導による団体であったことと、パタソンは1878年の統合工場法 (Factories and Workshops Consolidated Act) における女性の保護規定に反対したことによって社会政策史に名をとどめたこと<sup>(19)</sup>を確認すれば十分であろう。今井氏は、WPPLが1891年に「女性労働組合連盟 (Women's Trade Union League, 以下 WTUL と略す)」と名称を変更し、性格を変化させた後の活動を高く評価しているように思われる。氏は、最初の12年間のWPPLの活動の中心が「重要性の乏しい、男性の仕事の補助的・付随的なものか、あるいは家庭生活に直結する女性特有の仕事」<sup>(21)</sup>に従事している女性の組織化であった、と指摘している。後に検討するように、その初期においてWPPLが組織化を計ったのは、具体的には、縫製、製本、椅子類張替業なのであるが、これらを一括して「重要性の乏しい」とすることは妥当なのか、という疑問が生じる。この点を明らかにするためには、これらの職種が当時の女性の就業構造全体の中で持っていた意義を明らかにする必要がある。また、今井

注 (17) 工場法による女性労働規制を例にとれば、従来、立法による女性労働保護と当時の社会的背景を関連づけて研究しようとする問題意識は希薄だった。数少ないがこのような試みとして、大石恵子「一八四四年工場法における婦人規制」『一橋論叢』第67巻第1号、1972年および、同「『家族の機能変化』と婦人労働者」『一橋論叢』第67巻第3号、1972年をあげることができる。大石氏の後者の論文は、N. スメルサーの「機能分化」の概念を使用して1844年の女性労働規制の背景を探ろうとしたものである。

(18) 今井氏の研究は非常に幅広いが、ここでは、本稿に直接関連する研究をあげるにとどめる。今井けい「19世紀後半イギリスにおける女性労働者たち—婦人労働組合連盟」の活動を中心に『大東文化大学紀要』No. 17, 1979年。同、「19世紀のイギリスにおける女性労働運動とミドル・クラス」『大東文化大学紀要』No. 21, 1983年。同、「ディルク夫人とイギリス女性労働運動その2—組織化と保護立法を求めて」『大東文化大学紀要』No. 23, 1985年。

(19) B. L. Hutchins and A. Harrison, *A History of Factory Legislation*, 1911. 邦訳『イギリス工場法の歴史』(大前朔郎他訳) 評論社, 1976年, pp. 183~184.

(20) WPPLは、1889年に Women's Trade Union and Provident League となり、1891年に Women's Trade Union League となった。以下、WPPL, WTUPL, WTUL と時期によって使い分ける。なお、E. パタソンは1886年にすでに団体の性格を明確にあらわすために、Women's Trade Union League という名称がふさわしいと考えていたと伝えられている。(WTUPL, *Fifteenth Annual Report*, 1889.)

(21) WPPLの歴史は、しばしば、その代表者によって時期区分がなされる。ここでの最初の12年間とは、設立からE. パタソンが急死する1886年までである。

(22) 今井, 前掲論文 (1983年)。

氏は、初期の WPPL の活動が、20 世紀初頭に WTUL の代表者となった M. マッカーサー (Mary Macarthur) 等による最低賃金法制定への運動や WPPL を中心とした女性工場監督官任命を求める運動と、いかに関連しあっているのかという問題についても、代表者の交替による「方向転換」と位置づけているように思われるが、必ずしも明確ではない。<sup>(23)</sup>

一方、女性工場監督官制度に関する研究を行なっている大森真紀氏は、女性監督官制度発足に至る前史において、E. パタソンと WPPL が、早い時期から、工場法が持つ運営上の限界を認識し、女性工場監督官制度の必要性を主張していた点を強調した。<sup>(24)</sup>しかし、大森氏の研究対象は、主として制度そのものにあり、なぜ WPPL が工場監督官制度についてこのように有効かつ積極的に対応しえたのかについては考察の対象外としている。この問いに答えるためにも、初期の WPPL の活動を詳細に検討し、組織自体が持っていた活動の動機とその行動が当時の女性労働の実態の中で持っていた意義を明らかにすることが必要である。

本稿では、まずⅡで当時の女性労働の実態を 19 世紀後半の国勢調査を利用して明らかにする。Ⅲ、Ⅳは、WPPL の活動に対する再評価の試みである。Ⅲでは WPPL が、当該時期の女性労働組合運動の中に位置づける。Ⅳは、特に工場法と関連した WPPL の活動を、当時の女性労働の実態との関連で検討する。<sup>(26)</sup>

## Ⅱ 19世紀後半における女性労働者の就業構造

イギリスの社会経済史研究では、19世紀の就業構造に言及するさい、国勢調査を利用することが一般化している。<sup>(27)</sup>これは、資料の限界を持つものの、就業構造に関して、その全体像を全国規模で把握するうえで国勢調査が最も有効な資料と考えられるためである。

イギリスで国勢調査が開始されたのは 1801 年であり、以後、10 年ごとに実施されている。しかし、最初の 4 回の調査報告では、個人の職業に関して十分な情報を得ることが困難であり、さらに、1841 年の報告においても集計技術は依然として未熟であることが指摘されている。<sup>(28)</sup>通常、社会経済

注 (23) 同上。

(24) 大森真紀、「イギリス女性工場監督官制度 1893年～1921年」『日本労働協会雑誌』Nos. 265, 266, 1981年。

(25) 大森氏は、1893年の女性工場監督官任命について、監督官業務の複雑化に対応する工場監督制度の職能の分化としての側面を重視しつつ把握する視点を提起している。これは、同時期に労働者出身の監督官がアシスタントとして任命され、工場監督官制度自体が機能分化していたことを考慮したものである (Maki Omori, 'British Factory Inspectorate as Women's Profession', 『佐賀大学経済論集』第19巻第1号, 1986年)。

(26) ボクサーの論文は、フランスに関して、同様の視点から家内工業と女性労働者に対する工場立法との関連を検討した研究である。(M. J. Boxer, *op. cit.*)

(27) Checkland, *op. cit.*, pp. 215-219. Mathias, *op. cit.* (1983), pp. 237-251.

(28) 国勢調査報告における職業の取り扱いの変遷についての簡単な紹介は、Checkland, *op. cit.*, p. 215 を参照。利用する上での注意事項は、C. Hakim, 'Census Report as Documentary Evidence,' (typescript), 1979を参考にした。この論文は、斎藤修先生のご好意によって参照することができた。深く感謝する。

19世紀第4四半期におけるイギリス女性労働と労働運動

史で利用されるのは1851年以降である。19世紀後半においても国勢調査報告を利用する上で、注意すべき点がある。すなわち、世帯主が世帯員の職業を申請するので、家族労働者として経済活動に従事する者、失業中である者、あるいは不定期的に就業している者、内職を行なっている者等の職業に関する取り扱いが必ずしも一致しないのである。<sup>(29)</sup> この問題は女性労働に関しては、男性労働よりも重大な問題ではある。<sup>(30)</sup> しかし、この問題点に関して十分に解答しうる資料は他には存在しないので、以上述べたことを留保条件とすれば、国勢調査は本稿の目的に十分かなう資料であると考えられる。以下は、1851, 71, 91各年の国勢調査報告にもとづく、19世紀後半のイギリス女性労働の実態の分析である。<sup>(31)</sup>

表Iは、10歳以上の女性の有業率を示したものであるが、<sup>(32)</sup> この表から1851年から1891年間の40年間、女性の有業率は約35%で一定していたことがわかる。この有業率を年齢別にみると、15歳から19歳の年齢層の女性の有業率が最も高く、同世代の60%から70%が就業していた。20歳代では、急速に有業率は低下するが、30歳前後から60歳までは約30%で一定していた。<sup>(33)</sup> この年齢別の就業パターンも、1851年から1891年まで大きく変化することはなかった。

表I 女性有業者数と有業率, 1851, 71, 91年

(イングランドおよびウェールズ)

	10歳以上女性人口 (人)	女性有業者数 (人)	有業率 (%)
1851年	6,932,900	2,485,500	35.8
1871年	8,762,800	3,277,800	37.4
1891年	11,461,900	4,016,200	35.0

資料: *Census Reports for the years 1851, 1871, 1891.*

これら有業女性の就業構造を示したのが表IIである。表IIは、1851, 71, 91各年について就業者の多い順に上位10位までを示した表である。この表から、19世紀後半のイギリスにおける女性の就

注 (29) Hakim, *op. cit.*

(30) この点に関して、S. アレクサンダーは「女性の労働は、国勢調査では過少評価されていると考えるに足る十分な理由がある。ある種の女性に関してはこの傾向はさらに強い。既婚女性の労働は、しばしば、夫の労働の背後にかくされていた」と指摘する。(Alexander, *op. cit.*)

(31) この三回の調査報告はある程度比較可能である。理由は明らかではないが、1861年、1881年の国勢調査報告は、ここで利用した他の三回の報告書と比べて不備な点が多く、利用は不可能と判断した。

(32) 国勢調査からの有業率の計算は次のような方法で行なった。10歳以上の女性人口全体から以下の者を非就業として除外する。1. 経済活動を行なっているか否かが不明確な者 (wife, daughter, widow etc. 等家族内での地位のみが示されている女性。wife of farmer, butcher, etc. 等、夫の職業に付随した経済活動を行なっていた可能性はあるものの明確でないもの) 2. 通常、経済活動に従事しているとは考えられない者 (学生、財産生活者, gentlewoman, 年金生活者) 3. 職業、地位が明示されていない者。残りを有業者として、その10歳以上の全女性人口に対する割合を有業率とした。

(33) 年齢別の有業率とそのパターンの持つ意味については、Osamu Saito, 'Occupational Structure, Wage and Age. Pattern of Female Labour Force Participation in England and Wales in the Nineteen Century,' *Keio Economic Studies*, vol. XVI Nos. 1, 2, 1979.

表 II 女性有業者の就業構造, 1851, 71, 91年

(イングランドおよびウェールズ)

1851年		1871年		1891年	
職 種	就業者数 (人)	職 種	就業者数 (人)	職 種	就業者数 (人)
家事使用人 (住込み)	783,500 (31.5)	家事使用人 (住込み)	1,204,500 (36.7)	家事使用人 (住込み)	1,386,200 (34.5)
婦人服仕立て	245,600 (10.2)	婦人服仕立て	308,300 (9.4)	婦人服仕立て	416,000 (10.4)
綿工業	149,900 (7.8)	綿工業	280,900 (8.6)	綿工業	337,800 (8.4)
農業労働者 (住込み)	143,500 (5.9)	洗濯業	168,900 (5.2)	洗濯業	185,200 (4.6)
洗濯業	133,500 (5.3)	教師	94,200 (2.8)	教師	144,400 (3.6)
シルク・サテン	68,300 (2.7)	シャツ仕立て	80,000 (2.4)	家政婦	104,800 (2.6)
教師	64,200 (2.6)	家政婦	77,700 (2.4)	紳士服仕立て	89,200 (2.2)
シャツ仕立て	59,400 (2.1)	ウーステッド	60,700 (1.9)	ウーステッド	69,600 (1.7)
家政婦	53,700 (2.1)	農業労働者 (住込み)	58,100 (1.8)	ウール	61,500 (1.5)
レース	52,300 (2.1)	ウール	56,800 (1.7)	看護婦	53,100 (1.3)

(備考) 女性有業者は10歳以上。ただし、1851, 1871両年において、少数の10歳未満の有業者が国勢調査に記載されている場合には、これらは表に含まれている。( )内は、各職種の就業者数の各年の全女性有業者数(表I)に対する割合。

資料: *Census Reports for the years 1851, 1871, 1891.*

業に関していくつかの特徴が明らかになる。第一点は、女性が従事できる職種は著しく限られていた点である。表IIIは、同様の方法によって作成した1871年の国勢調査による男性労働者の就業構造であるが、この表と比較することによって、女性労働者が、いかに少数の職業部門に偏在していたかが明確になる。第二点は、工場外での就業が圧倒的に多かったことである。この特徴は、ヴィクトリア時代の女性労働に関する最近の研究の成果と一致し、産業化の発端と通常考えられている18世紀末から約100年を経過した当該期間にあっても、工場労働に従事している女性労働者は少数であったことを示している。表IIの中で工場制が確立していたとみなされる産業は綿工業とウール・ウーステッド工業のみであり、これらの産業に従事している女性労働者全体の約10%にすぎないのである。女性就業者の圧倒的多数は次の二つの種類の労働に従事していたのである。第一に、家事使用人(住込み)、洗濯業、家政婦などの家事サービス、第二に、手作業が中心の、それゆえ工

注(34) ウール・ウーステッド工業を綿工業と同様に機械制工業が成立していた分野とみなすことには問題がある。例えば、R. サミュエルはウール・ウーステッド部門は綿工業に比べてかなり機械化が遅れていたと主張している。Raphael Samuel, 'The Workshop of the World: Steampower and Hand Technology in mid-Victorian Britain,' *History Workshop*, No. 3, Spring 1977.

19世紀第4 四半期におけるイギリス女性労働と労働運動

表 III 男性労働者の就業構造 1871年  
(イングランドおよびウェールズ)

10歳以上全人口 8, 171, 700人  
有業者 7, 302, 100人  
有業率 89. 4%

職 種	就業者数 <sup>(1)</sup>
農業労働者 (通い) <sup>(2)</sup>	764, 600 (10. 5%)
一般労働者	509, 500 ( 7. 0%)
鉱 業 (石炭)	268, 100 ( 3. 7%)
農 業 <sup>(3)</sup>	225, 600 ( 3. 1%)
大工・建具師	205, 600 ( 2. 8%)
靴 製 造 業	197, 500 ( 2. 7%)
綿 工 業	188, 300 ( 2. 6%)
鉄 鋼 業	178, 100 ( 2. 4%)
農業労働者 (住込み) <sup>(4)</sup>	134, 200 ( 1. 8%)
鍛 冶 職	112, 000 ( 1. 5%)

1. ( )内は、有業者全体に対する割合
2. agricultural labourer.
3. farmer.
4. farm servant.

資料: *Census Report for the year of 1871.*

る。しかし、この減少は、絹やレースといった繊維産業に従事する女性の割合の低下によってもたらされたのであって、縫製業に従事する女性労働者に限れば、その割合はほとんど変化しなかった。<sup>(37)</sup>しかしながら、農業や非工場繊維工業を離れた女性労働者は、工場制工業部門に移動したのではなかった。1851年から91年にかけて、家事サービス部門に従事する女性労働者の割合が上昇しているのに対して、工場制工業部門に雇用されていた女性労働者の割合はほぼ一定であることから示唆されるように、女性労働者は家事サービス部門へと集中していったのである。

各種の産業の技術的側面とそれにともなる労働過程の変容を研究した R. サミュエル (Raphael Samuel) は、19世紀半ばにおいても、多くの産業で手作業 (hand technology) が主流であり、そ

場制より家内作業 (domestic work) が生産の中心となっている婦人服仕立、シャツ仕立、紳士服仕立、絹およびサテン工業、である。なかでも、縫製業に従事していた女性労働者は女性有業者全体のなかで大きな部分を占めていた。

一方、1851年から1891年にかけての変化は、次のようにまとめることが可能であろう。この40年間に農業に従事する女性労働者は、絶対的にも相対的にも著しく減少した。<sup>(36)</sup>また、手作業を中心とした産業 (縫製、絹、レース、麦わら帽、靴製造、靴下編) に従事する女性労働者が全体に占める割合も1851年の22.7%から71年19.1%、91年16.9%と低下してい

注 (35) 縫製業に女性が参入したのは、18世紀以降都市共同体による規制が弱まってからである。Mary Prior, 'Women and the Urban Economy: Oxford 1500-1800,' Mary Prior(ed.), *Women in English Society 1500-1800*, 1985. フランスにおける衣料製造業への女性労働者の参入と、それに対する労働者の態度に関しては、J. W. Scott, 'Men and women in the Parisian garment trades: discussion of family and work in the 1830s and 1840s', Pat Thane, Geoffrey Crossicks and Rodreck Floud (eds.) *The power of the past: Essays for Eric Hobsbaum*, 1984, pp. 67-93.

(36) 19世紀末から20世纪初頭にかけてのイギリスにおける農業労働に関するヨリ詳細な検討は、この間の労働力の減少が雇用労働者の減少 (1851年の1, 473, 000人から、1901年の759, 000人へと約48%の減少) によって生じたものであり、農業主 (業主) の数はこの間、303, 000人から278, 000人へと約10%の減少となっていることを示している。(梅村又次『賃金・雇用・農業』1961年 pp. 132~137.) 女性の農業労働に関しては、農業主の中に占める女性の割合は極めて小さいことに注意することが必要である。

(37) チェklandによれば、繊維関連産業全体では、1851年以降労働者数は急減している。ただし、これは、男性労働者の減少によるものであり、この過程は、産業が女性労働者にヨリ一層依存するようになった過程と位置づけられている。(Checkland, *op. cit.*, pp. 217-218.)

れゆえ労働過程そのものが、小規模で労働集約的であった、と主張した。<sup>(38)</sup> その多くの部分は、19世紀の終わりまでそのようなものとしてとどまったのである。イギリスの産業化のなかにおいて、これらの手作業が果たした役割と、それにとまなう家内工業の重要性を指摘する論者は近年多くみられる。<sup>(39)</sup> そのなかで、家内工業と産業化の関連を強く主張するのがS. ポラード(Sidney Pollard)である。彼の主張によれば、「(家内工業は)通常、産業化の犠牲者として、あるいは、産業化の初期の段階として、やがて工場によってとってかわられるものとして描かれている。実際は逆で、家内工業は、しばしば、産業化の所産なのである」。<sup>(40)</sup> そして、S. ポラードは、産業化の進展が家内工業を促進した例として、縫製と家具製造業をあげた。

結局、家内工業は、産業化の一側面であり、「産業化」からとりのこされた「伝統的」部門やその残余物ではない。このことは、19世紀後半の女性労働の性格を規定するうえで重要である。すなわち、それは家内工業に従事していた女性は、経済全体のなかで「重要性に乏しく」、「散在的な」存在ではなかったことを示唆しているのである。

以上は、イングランドとウェールズ全体に関しての特徴である。さらに、注意しなければならないのは、綿工業やウール・ウーステッド工業といった工場制工業部門が地域的にも限定されていたことである。表IVは、1871年を例にとってロンドン・ランカシャ・ウェストライディング(ヨークシャ)・ノッティンガムシャ・バッキンガムシャ・ダーラム・南ウェールズの各地域における女性の有業率と就業構造を示したものである。表から、各地域のそれぞれ異なった経済状況は、女性労働者の就業に大きな影響を与えていたことが確認できる。綿工業に大きく依存していたランカシャはむしろ特殊なケースであった。他の地域は有業率においても、就業構造においても互いに大きく異なっていた。すなわち、ノッティンガムシャやバッキンガムシャに代表されるように手作業を中心とする家内工業(ノッティンガムシャにおけるレース、靴下編み、バッキンガムシャにおけるレース、麦わら帽製造)が女性労働力を吸収していた地域、ダーラムのように女性の雇用機会が著しく少ない地域(有業率が全国平均と比較してかなり低く、就業構造においても女性労働力を吸収する産業が見られない)、さらに、南ウェールズのように農業が女性の雇用吸収源として一定の役割を果たしていた地域(農業労働者と農業を合わせて女性就業者の約8%を雇用している)、および、ロンドンのように家事サービスと縫製業が多くの女性を雇用していた地域というように、それぞれ特徴を持っていた。また、綿工業がランカシャとチェシャの一部に集中していたのに対して、家事サービスと縫製業は各地に一樣に存在していたことにも留意する必要がある。この2種類の職種が、19世紀後半のイギリスにおける代表的な女性の仕事だったのである。

注(38) Samuel, *op. cit.*

(39) 「産業革命」の研究史については、例えば、David Cannadine, 'The past and present in English Industrial Revolution 1880-1980,' *Past and Present*, No. 103, 1985.

(40) Sidney Pollard, 'Labour in Great Britain' in P. Mathias and M. M. Postan, *op. cit.*, p. 128.

19世紀第4四半期におけるイギリス女性労働と労働運動

表 IV 地域別女性の有業率と就業構造 1871年

	ロンドン	ランカシャー	ウェストライディング
10歳以上女性人口(人)	1,342,800	1,113,400	697,800
女性有業者数(人)	543,900	528,200	275,300
有業率(%)	40.5	47.4	39.4
就業構造 <sup>(1)</sup>	家事使用人 <sup>(2)</sup> 40.8 婦人服仕立て 10.7 洗濯業 8.9 シャツ仕立て 4.9 家政婦 <sup>(3)</sup> 3.2	綿工業 43.0 家事使用人 22.8 婦人服仕立て 6.1 洗濯業 2.6 絹工業 2.0	家事使用人 23.8 ウーステッド 20.9 ウール 14.4 婦人服仕立て 7.0 シャツ仕立て 6.6
ノッティンガムシャ	バッキンガムシャ	ダーラム	南ウェールズ
137,100	58,800	253,900	285,700
58,800	26,800	53,800	99,000
42.9	45.7	21.2	34.7
家事使用人 25.9 レース 17.6 靴下編み 12.3 婦人服仕立て 9.4 シャツ仕立て 5.6	レース 30.1 家事使用人 26.9 麦わら帽子製造 12.7 婦人服仕立て 6.7 洗濯業 4.8	家事使用人 45.9 婦人服仕立て 14.2 洗濯業 3.3 農業労働者 <sup>(4)</sup> 2.9 教師・家庭教師 2.0	家事使用人 41.1 婦人服仕立て 11.0 農業労働者 5.0 洗濯業 3.7 農業 <sup>(5)</sup> 3.1

(1) 就業構造は、それぞれの地域において、女性就業者の多い職種を上位5種類まで。数字は、各々の職種の就業者が該当地域の全女性就業者にしめる割合。

(2) この表において、家事使用人は、domestic servant (indoor) の訳であり、雇用者の家に住み込んでいる場合に限る。

(3) 家政婦は、charwoman の略。

(4) ここでは、agricultural labourer と farm servant の合計である。

(5) farmer と国勢調査に記載されている女性数。

資料：Census Report for the year 1871.

綿工業が工場制の下に発達し、既婚未婚を問わず多くの女性を雇用した点、このことによって家族や近隣社会における女性の役割が変化した点<sup>(41)</sup>、および綿工業の女性労働者が他職種、他産業の女性労働者に比較して労働組合運動に積極的であり、参政権獲得運動にも関与していた点<sup>(42)</sup>などは過小評価されるべきではない。しかし、綿工業の女性労働者が当該期間の女性労働者全体のなかで占めていた位置については相対化する必要がある。彼女たちは、女性労働者の中では数のうえでも限られ、地域的にも限定された存在だったのである。

以上の実態を念頭におき、ⅢおよびⅣでは、WPPL の活動が19世紀の第4四半期の女性労働運動のなかでいかなる意味を持っていたのかを検討する。

注 (41) M. Anderson, *Family Structure in Nineteenth-Century Lancashire*, 1971. Elisabeth Roberts, *A Woman's Place: An Oral History of Working-class Women 1890-1940*, Oxford, 1984.

(42) J. Liddington and J. Norris, *One Hand Tied Behind Us: The Rise of the Women's Suffrage Movement*, 1978.

### III WPPL による女性労働組合の結成

すでに指摘したように、WPPL は女性労働組合の結成を援助することを目的とした団体であった。<sup>(43)</sup> それゆえ、WPPL が労働組合運動史に果たした役割を評価する上で、どのような地域において、いかなる労働組合を結成しようとしていたのだろうか、という問いは避けて通ることができない重要な問題である。

WPPL の設立から12年経過した1886年の年次大会において、設立者であった E. バタソンは

表 V WPPL が1874~1890年に結成を援助した  
女性労働組合の産業別分布(実数)

産 業	ロンドン	地 方	合 計
綿 工 業	—	—	
ウ ー ル	—	3	3
麻・ジュート	—	2	2
メ リ ア ス	—	1	1
織 維 合 計	—	6	6
仕 立 て・縫 製	7	11	18
靴 製 造	—	—	—
帽 子 製 造	1	—	1
衣服製造合計	9	11	19
印 刷	1	2	3
食 品 加 工	1	1	2
事 務	2	—	2
一 般 組 合	1	7	8
そ の 他	3	—	3
総 計	16	27	43

資料: WPPL *Annual Reports for the years 1875-1890*,  
*Women Union Journal*, 1877~1890.

それまでの活動の総括を行ない、労働組合の結成状況について報告した。<sup>(44)</sup> E. バタソンの報告によれば、WPPL が設立を援助したのはロンドンで10組合、地方で21組合であったが、その中で1886年にはロンドンで6組合、地方で9組合が存続していた。<sup>(45)</sup> この報告は、WPPLの活動の中心がロンドンにあったことを示しているが、これは、WPPLの本部がロンドンにあったことに規定されているもの<sup>(46)</sup> と考えられる。次に、これら WPPL が結成を援助した女性労働者はどのような産業の労働者であったかを検討する。表 Vは、1874年から91年までに WPPL<sup>(47)</sup> が結成を援助した組合の産業別分布を示したものである(地方の組合に関しては

注 (43) 1874年7月8日に決定された WPPL の会則に「……この組織の目的の一つは、自らの生計費を稼いでいる女性が、自己の利益を守るために団結することを可能にすることである。」(WPPL, *First Annual Report*, 1875.)

(44) *Women's Union Journal* (以下、WUJと略す。), July, 1886. *Women's Union Journal* は WPPL の機関紙である。

(45) 1886年7月の評議会にて E. バタソンが行なった演説は、それまでの WPPL の活動を総括し、女性労働組合の連合体としての WPPL の役割を模索するものであった。この時点で、E. バタソンは労働組合運動にヨリー層関与する組織を考慮したようにも思われるが、彼女は同年12月1日に死亡しているため、その計画は E. バタソン自身の手によって実行にうつされることはなかった。いずれにしても、最初の12年を経て WPPL の活動が一つの転換点に来ているという認識を WPPL の関係者の多くが持っていたことが、同年の年次報告書や機関紙に示されている。

(46) WPPL のオフィスは、1874年から1885年までホルボーン (Holborn) にあり、それ以降、ブルームズベリー (Bloomsbury) におかれた。

(47) 1886年は、WPPL の組織等にとっては必ずしも大きな変化の起こった年ではない。ここでは、WPPL が WTUL; へと名称を変更して労働組合運動にヨリー層コミットするようになった 1891年を区切りとしている。

WPPL の資料からは産業が確定できない組合があるが、このような組合は表に含まれていない<sup>(48)</sup>。表は、WPPL が関与していた女性労働組合のなかの約半数は、衣類等製造業関係の女性労働者を組織化しようとしていたことを示し、WPPL が、縫製業に従事する女性労働者に着目していたことがわかる。ロンドンで結成された組合に繊維工業に属するものがないことは、同市に繊維産業がほとんど存在していなかったことによるものであって、繊維産業の盛んな地域、たとえば、デュズベリ等ウェストライディングでは織布工、アパディーン等スコットランドの都市ではジュート工場の女性労働者に対する組織化にも協力をしている<sup>(49)</sup>。ここで注目されるのは、マンチェスタやその付近の綿工業地帯で同産業の工場労働者に対する働きかけを行なった記録はないことである。マンチェスタで WPPL が行なった前後三回の女性労働者の組織化の動きのうち、二回はミシン工と仕立工をそれぞれ組織化しようとした<sup>(50)</sup>試みであり、他の一回は一般労働組合を設立しようとしていた。この行動の理由について WPPL は何等の説明も与えていない。

他方、WPPL とは独立にイギリス全土に当時存在していた女性労働組合の産業別分類が表VIに示されている<sup>(51)</sup>。表は、19世紀の第4四半期において、女性労働組合員の圧倒的多数は、綿工業の労働者

表 VI 女性労働組合員の産業別分布

1876, 1886, 1896年

	1876	1886	1896
組合員数(人)	19,600	36,900	127,800
産業別分布(%)			
綿工業	76.5	81.6	80.5
ウール	5.1	2.7	1.4
麻・ジュート	—	6.8	1.4
メリアス	15.3	2.7	0.8
繊維工業合計	96.9	93.8	90.2
仕立て・縫製	0.3	2.7	0.7
靴製造	—	0.1	1.3
帽子製造	0.3	0.7	2.0
衣服製造合計	0.6	3.5	4.0
印刷	1.5	0.8	0.7
木工	0.5	0.3	0.1
陶器製造	—	—	0.4
食品加工・タバコ	—	—	1.4
流通	—	—	0.4
事務	—	—	0.8
一般労働組合	0.5	0.5	0.7
その他	—	1.4	0.6

備考：対象地域はグレートブリテン

資料：Barbara Drake, *Women in Trade Union*, 1920, table I より作成

注：ドレイクの原表では、1876年の組合員総数と各産業の組合員の合計が一致しない。ここでは、後者に対する割合。

注 (48) WPPL, *1st~16th Annual Report*, 1875~1890, *WUJ*, 1877~1890 より作成。

(49) デュズベリでのウール工業の女性労働者の組織化は、1875年3月(WPPL, *First Annual Report*, 1875)。ただし、この組織化は WPPL とは無関係に行なわれ、組合結成後 WPPL と連絡を取るようになった。アパディーンでのジュート産業の労働者の組織化は、1884年9月に行なわれている。(WUJ, Sept. 1884.)

(50) マンチェスタでの三回の組織化は次のようなものである。第1回目は、1876年のミシン工(WPPL, *Second Annual Report*, 1876.)。第2回目の1882年の仕立て工の組織化は、仕立て工全国組合の援助を受けたものであった(WUJ, Oct. 1882.)。第3回目は、1889年1月から2月にかけての一般組合を志向するものであった(WUJ, Jan. 1889.)。第3回目は、1888年のロンドンマッチ女工のストライキを契機として、WPPL が全国で一般組合を設立することに興味を持っていた時の試みである。

(51) Barbara Drake, *Women in Trade Union*, 1920, Table I. ドレイクが利用している数字の中に WPPL によって組織化された女性労働者が含まれているかは明確ではない。

働者に集中していたことを示している。表Vに示された WPPL が関与した組合の組合員数が資料から明らかにならないので、表Vと表VIを直接比較することは不可能である。しかしながら、両者を比較することによって明確なことは、WPPL が積極的に関与していた縫製業の女性労働者は当時ほとんど組織化されていない部分であり、一方、当時、女性労働者の組織化が最も進んでいた綿工業の労働者には WPPL はあまり接触していなかったということである。表VIと比較すれば奇妙に思われる WPPL の活動も、本稿のIIにおいて検討した当時の女性労働者の実態を考慮すれば納得的である。すなわち、縫製業は家事サービス<sup>(52)</sup>について女性が従事する代表的な職種であり、綿工業のように地域的に限定されることもなく、イギリスのどの地域においても女性有業者のほぼ10%が従事していたのである。これらの女性労働者の組織化を計ること、あるいは洗濯業等の女性労働者と共に一般組合へと組織化することは、女性労働の実態を考慮すれば、WPPL にとってむしろ自然な選択であった。

WPPL が積極的に関与していたのが、工場労働者ではなく、家内作業が中心であった産業部門の労働者であった点、および WPPL の活動の本拠が仕事場(workshop)と家庭を労働の場として未分離であったロンドンだったことは、WPPL の工場法や苦汗労働に対する態度とも関連する。IVでは、この問題について検討する。

## VI 工場法と苦汗労働に対する WPPL の対応

縫製業や洗濯業における女性労働のありかたを特徴づける要因は、その労働が部分的に家庭内で行なわれ、出来高払いで賃金が支払われていたことである。女性労働者の観点からこれをみれば、労働の場と生活の場が未分離であることから、労働者はヨリ多くの賃金を得ようとして、自発的に不規則かつ断続的な長時間労働を行なう危険性があった。一方、長時間労働は結果として、労働の供給量を増大させるので賃金率は低下するが、低下した賃金率の下で従来の所得を確保しようとして一層の長時間労働を招く<sup>(53)</sup>、という悪循環の可能性も存在していた。同時に、家庭で労働を行っていたことから、工場法で工場や仕事場での労働時間を規制しても実効性がなかったことを意味する<sup>(54)</sup>。工場労働とは大きく異なる以上の点に関して、これらの産業に従事している女性労働者に強い関心をよせていた WPPL がどのように問題を把握していたのが、当該期間の WPPL を女性労働組合運動のなかで位置づけるうえで重要な点である。

注(52) WPPL は、実際、少なくとも一回は家事サービスの労働者をも組織化しようとした。WPPL に対する理解者が多く、1881年に支部が結成されたオックスフォードでは、1883年3月頃、女性共済会(Women's Benefit Society)が設立された。これには「家事使用人を含むことも意図された。」(WPPL, *Nineth Annua iReport*, 1883.) この試みが成功したか否かは、WPPL の資料からは明らかではない。第九回年次報告が書かれた時点では、組合員数は40~50名となっているが、この中に家事使用人が含まれているかについては言及していない。

E. パタソンは、1877年の第十回 TUC 大会に、WPPL が結成を援助したロンドンの女性製本工の組合を代表して出席し、懸案となっていた<sup>(55)</sup> 1878年統合工場法案に関して、成人女性をその規制の対象からはずすように要求した。彼女はロンドンの女性労働者に関して次のような報告を行なっている。

「(工場監督官の報告が1867年法が適応されて以来『実質的な賃金の上昇』があったと述べている点について) 多分、雇用主たちは、監督官に賃金帳簿を見せたのでありましょうが、それぞれの記載が何時間の労働に対する支払いであるのかという点について説明しなかったことでしょう。このような記載が、仕事場でなされたのと同様に家に持ち帰られて夜遅くまでなされた仕事の結果であることもまれなことではありません。……(この工場監督官の報告書が)ロンドンの女性労働者の会合で読まれた時、——その会合はいくつかの異なった産業で働いている女性労働者の集まりだったのですが、——どの産業でも……『実質的な上昇』はないと、彼女たちは言い立てま<sup>(56)</sup>した。」

この「家に持ち帰られて夜遅くまでなされた仕事」および家内工業のありかたが、WPPL にとる女性労働の把握における一つの基本認識となるのである。<sup>(57)</sup> 1881年に、WPPL は自身の活動歴に<sup>(58)</sup> 関して言及し、「1879年から(苦汗労働に)に着目し、これを廃止するために活動」したと位置づけ

注 (53) これまでの研究から、19世紀のイギリスの都市下層の女性(特に、既婚女性の労働供給行動に関して、最低限度の生活を確保できる家計収入の維持、あるいは、可能ならば家計収入の拡大を目標としてきたと、経験的に結論されよう。このような原則のもとでは、賃金率の低下は、必要最小限の収入を得ようとする女性労働者の労働供給量の増大につながる可能性が高い。すなわち、当時の労働市場は、不安定で、下方発散的であった。(労働経済学からのこの問題に対するアプローチに関しては、例えば、島田晴雄『労働経済学』1986年、序説、および第2章を参照。) 19世紀のヨーロッパの女性労働者の労働供給行動に関して文献資料を利用した研究としては、Joan Scott and Louise Tilly, 'Women's Work and the Family in Nineteenth-Century Europe,' *Comparative Studies in Society and History*, vol. 27, 1975. を参照されたい。従来の女性史の研究では、女性労働の特質を、労働市場における女性の行動として把握しようとする視点は、ほとんど見られなかった。数少ないこのような視点を持った研究として、18世紀末のイギリスの女性労働供給行動の分析の一つとして、Osamu Saito, 'Labour Supply Behaviour of the Poor in the English Industrial Revolution,' *Journal of European Economic History*, vol. 10, 1981. がある。

(54) ボクサーは、フランスの労働者保護立法に関して、階級の側面からは、積極的な役割を果たしたが、性の側面からは労働の性差別をむしろ強化する方向にあった、と結論づけている。彼女の主張によれば、女性労働の「縁辺化(marginalization)」は、女性労働者抜き男性労働者のみの組織化、核所得者に対しては家族が扶養可能な賃金を支払うべきとする主張、そして労働者保護立法を求める運動等によるのである。(M. J. Boxer, *op. cit.*)

(55) TUC 大会に女性労働者を代表する代議員が出席したのは、1874年の第七回大会の時である。ただし、この時、女性労働者を代表していたのは男性であった。1875年の第八回大会の時に E. パタソンがロンドンの製本工を代表して出席したのが女性代議員の最初である。(この大会では、E. パタソンの他に、E. シムコックスが出席している。)

(56) WUJ, Oct., 1877.

(57) 1879年4月に、ロンドンの中央部ピムリコ(Pimlico)にあった王立軍服製造工場で紛争が起こった。その一因として、従来、その工場では仕事を家に持ち帰り、家庭で縫製を行なうことにより、収入を増加させることが可能だったのであるが、賃金率そのものの切り下げとともにこの慣習が禁止されたことがあげられる。この争議の時に WPPL によりロンドン女性仕立工組合 ウェストミンスター・ピムリコ支部(Westminster and Pimlico Branch of London Tailoress Union)が結成された。この事例は、仕立てあるいは縫製業においては家への仕事の持ち帰りが、労働者によって収入を増大させる手段として利用されていたことを示している。

(58) WPPL, *Fourteenth Annual Report*, 1888.

ている。これは1879年に始められたイーストエンドにおける女性仕立工の組織化<sup>(59)</sup>をさすのであるが、この職種の女性労働者が1880年代後半から1890年代にかけて、しばしば苦汗労働を行なっている労働者の代表例とみなされるようになったことを考慮すると、この見解は正当であろう。

もっとも、WPPLが家内労働が苦汗労働へと転化するメカニズムに関して初期から明確な理解を持っていたわけではない。1870年代に何回かこの問題に言及しているが、家内労働における低賃金の原因を「労働者が最近の賃金の動向を知らない」<sup>(60)</sup>ことや「ミドルマンの中間搾取」<sup>(61)</sup>などに求めている。WPPLが家内労働の問題に関して理解を深めていったのは、1880年代に入ってからである。1884年には、代表者のひとりE. シムコックス (Edith Simcox) は、ユダヤ人の女性仕立工の集会で、小規模な仕事場では長時間労働と賃金の低下が悪循環になっていることを示唆した。また、同時に仕事場においては工場法による労働時間の規制が有名無実になっていることを指摘した。<sup>(62)</sup>これに対して、会合に出席していた工場監督官もこの事実を認めている。<sup>(63)</sup>さらに、1888年の年次報告では、女性労働者が家庭内で、低賃金・長時間労働を行なわざるをえないメカニズムに関して、以下のような明確な見解を示した。

「……すべての種類の労働はヨリ一層、女性労働者の手に委ねられる傾向にあるが、これは女性がその仕事をヨリよく行なえるからではなく、ヨリ安価に行なうからである。男性労働者の失業が増加すればするほど、女性労働者が自身と家族を扶養せざるをえなくなり、彼女たちの間の競争は激化する。結果は、いかなる労働をも最低の賃金率で行なうという絶望的な状況になる。……労働時間は一時間あたりの賃金率が低下すれば当然長くなるのである。」<sup>(64)</sup>

この観察は、同じ年の9月26日づけのタイムズ紙 (the Times) に掲載されたB. ポター (Beatrice Potter) の投稿にみられる観察と多くの点で一致している。<sup>(65)</sup>B. ポターの投稿では、「イーストエンドの縫製業の少なくとも三分の一は労働者の居間で行なわれている」という認識の上<sup>(66)</sup>にたち、この

注(59) 代表例として、上記、注57を参照。この紛争は、E. パタソン等の国会への陳情、女性労働者のデモ行進等へと発展した。初期のWPPLの活動の中では最も世間の注目を集めたものの一つであった。(紛争の経過等に関しては、WUJ, May, 1879. を参照。)

(60) WPPL, *Second Annual Report*, 1876.

(61) WUJ, Sept., 1876.

(62) WUJ, May, 1884.

(63) 工場監督官 J. B. レイクマン (Lakeman) は、この会合で次のように述べている。「私は、仕事場を訪問して、時々、労働者が夜の11時、12時まで働いているのを見付けます。私は、この労働者が自分自身の状況に満足していないのは確実だと思いますが、労働者は反対のことをいいます。彼らを夜遅くまで働かせる刺激がある一つまり生きるために、ということですが—これは真実でありましょうが、かれらは生きるために働きながら、ゆっくり自分自身を死に追いやっているのです。」(WUJ, May, 1884.)

(64) WPPL, *Fourteenth Annual Report*, 1888.

(65) B. ポターは、1886年頃から従兄にあたるC. ブース (Charles Booth) とともにイーストエンドの労働者の調査を行なっている。彼女の伝記を著したM. コール (Margaret Cole) によれば、B. ポターは1887年に自ら仕立工として働き、苦汗労働の調査を行なった。(Margaret Cole, *Beatrice Webb*, 1945, p. 32-33.)

(66) the Times, 26 Sept., 1888.

19世紀第4四半期におけるイギリス女性労働と労働運動

ような「主たる家計支持者ではない人々の無制限な労働供給」<sup>(67)</sup>が低賃金労働の基礎であるという観察が示されている。そして「もし我々が認可された工場と仕事場における労働条件をヨリ一層厳しく規制すれば、確実に労働を家庭内へと追いやるのである。……自由放任を唯一代替する政策は工場制度を強制することである」<sup>(68)</sup>という結論に達した。ただし、B. ポターはこれらの女性の就業動機を「小遣い稼ぎ」<sup>(69)</sup>と考えていた。これに対して、WPPLは「男性の失業に伴い、女性が生計費<sup>(70)</sup>を稼ぐことを余儀なくされているのである」とイーストエンドの女性労働の状況に、ヨリ深い理解を示している。

イーストエンドにおける縫製業のように、家内労働と仕事場や工場における労働が共存している状況の下では後者における労働時間の法的規制の強化は、前者における労働時間の増加となり、結局問題をヨリ深化・悪化させるにすぎないとするこの主張は、当時の工場法が持っていた限界を示すものであった。この限界は、すでに1878年にE. パタソンによって不明確ながらも観察事実として認識されていたものであった。しかしながら、家内労働における低賃金と長時間労働との悪循環に関して明確にそのメカニズムを認識するためには、WPPLにとっても10年間以上、イーストエンドやその他の都市において縫製工等に対する組織化の試みが必要だったのである。<sup>(71)</sup>

1888年のB. ポターによるタイムズ紙への投稿以降、WPPLは彼女の主張に親近感を示していた。1890年の「苦汗労働に関する王立委員会」(Royal Commission on Sweating Trade)の報告書に対するB. ポターの批判も『19世紀』(The Nineteenth Century)からWPPLの機関紙に転載して賛意を示している。<sup>(72)</sup>ここでのB. ポターの主張の要旨は、苦汗制度に家内労働がその大きな要因となっていることを重視し、何等かの形で家内労働を規制しない限り、苦汗労働に対して有効な解決となりえないというものであった。<sup>(73)</sup>1891年の工場法改正で雇用主に外注の労働者のリスト提出を義

注 (67) *Ibid.*

(68) *Ibid.*

(69) *Ibid.*

(70) WPPL, *Fourteenth Annual Report*, 1888.

(71) イーストエンドで女性労働者を組織化しようとしたことは、特に縫製工と密接な接触を促進したものと考えられる。1891年の国勢調査ではロンドン内の各地区ごとの就業状況が示されているが、ロンドン全体・北部・東部に関して、女性有業者数、有業率、女性有業者に占める縫製関係の従業者の割合を示すと次の表となり、東部で縫製関係に従事する女性の割合が高かったことが明らかになる。

	ロンドン全体	北 部	東 部
女性有業者数(人)	681,900	173,800	98,100
有業率(%)	39.2	40.6	37.4
縫製関係の従業者の割合(%)	18.4	17.4	26.7

資料: *Census Report for the year 1891.*

(72) *WUJ*, June and Aug., 1890.

(73) B. ポターの主張によれば、「工場および仕事場法に対する改正は、労働市場の外において、無責任な労働請負制度を規制しようとするものである。すべての工場と仕事場の所有者は、工場外の労働者とその労働を記載し、それを工場監督官が閲覧可能なようにすべき」であった(*WUJ*, Aug., 1890)。

務づけたのは、B. ポターの主張に一步近づいたことを意味している。

1880年代末の WPPL は、苦汗労働が同時代の人々によって問題とされない理由に対しても一定の理解を示していた。1887年、第二十回 TUC 大会中、ブラックカントリー (Blackcountry) 地方での鎖・釘等製造業における女性の雇用を法律によって禁止すべきであるとする意見が出された。この意見に対して、WPPL のメンバーである C. ブラック (Clementina Black) は、つぎのように反論している。

「このような状態 (ブラックカントリー地方での鎖・釘等製造業における女性労働の状況) が望ましくないことには同意いたします。また、女性にとっても肉体的・精神的苦痛となっていることも疑いないことです。しかし、同様の状態は、マッチ箱製造業や縫製業にも見られるのですが、このような労働を女性に対して禁止すべきだとは、どなたも指摘されないのです。」<sup>(74)</sup>

C. ブラックのこの発言は、「家庭の神聖視」というヴィクトリア的イデオロギーが女性労働に対する認識を歪め、工場法推進派によって工場法による女性労働の規制の理由としてあげられた女性労働のあり方と現実との乖離を指摘したものであった。<sup>(75)</sup>

以上検討したように、家内労働の実態とそれに伴う問題の所在を 1880 年代に至って、WPPL はかなり正確に認識していたし、これら女性労働者の代弁者になろうとしていた。後に、20世紀初頭、賃金委員会法とその実効性のある運用のために熱心な活動を行なった M. マッカーサーは、「女性は未組織であるために低賃金であり、低賃金であるために未組織である」と述べたが、<sup>(76)</sup> 19世紀末の WPPL は、明らかに「未組織であるために低賃金」という部分は理解していた。また、家内労働における低賃金と長時間労働の悪循環も理解していた。そもそも、E. パタソンが工場法の対象に成人女性を含めることに反対したのは、女性に長時間労働を可能にするためではなかった。1877年の TUC 大会のうちに、E. パタソンを中心とした女性代議員が開催した女性労働に関する分科会<sup>(77)</sup>において E. パタソンは彼女自身も労働時間の短縮の必要性は感じていることを認めて、H. ブロードハースト (Henry Broadhurst) から工場法推進派との意見の対立点は、この目的に対してどのよ

注 (74) WUJ, Oct. 1887. なお、ブラックカントリーの鎖・釘製造業も、19世紀後半まで家内労働が大きな役割を果たした産業である。(武居良明「19世紀イギリスのトラック制と家内労働の消滅」『社会経済史学』第46巻第3号, 1980年を参照。)

(75) S. アレクサンダーは、工場法そのものが持つイデオロギー的側面を次ぎのように指摘した。19世紀前半の反革命(反フランス革命)イデオロギーによって女性は家庭の要として位置づけられ、当時の人々の女性労働に対する問題意識は一定のバイアスをおびることとなった。S. アレクサンダーの提示する例では、鉱山労働とロンドンの衣服製造業では、生命や健康に与える危険性という点では、ほとんどかわりなかったにもかかわらず、「苦汗労働的な針仕事」が女性に対して禁止されるべきだとはだれもいわなかった」(Alexander, *op. cit.*) のである。約1世紀の間隔において、ほぼ同様の表現を用いて指摘された女性労働に関するこの認識の歪みは、家庭内にいる女性を生産活動に従事していないものとしたことにも起因するものである。

(76) 大森真紀、「イギリス女性労働組合主義の確立—M. マッカーサーの生涯と思想」『日本労働協会雑誌』No. 245, 1979年。

(77) この会合は、「女性労働の現状と女性労働組合運動を促進する最良の方法を考える」の目的で開催された (WUJ, Oct. 1877)。会合には TUC 大会に出席した 140 人の代議員のうち 70~80 人が集まった。

#### 19世紀第4四半期におけるイギリス女性労働と労働運動

うな手段を選択するかという点であることを明らかにした。すなわち、H. ブロードハースト等が法律による規制を望んでいたのに対して、E. パタソンは団結によって規制を勝ち取ることを希望していたのであった。<sup>(78)</sup> 団結による労働条件の向上は、WPPLの年次報告、機関紙、女性労働者の会合でも繰り返し述べられているE. パタソンの基本姿勢であり、運動の方針それ自体は正当な姿勢である。しかし、苦汗労働の賃金は組織化それ自体を阻むほどに低かったこと、いいかえれば、「低賃金であるために未組織」だったことは十分に認識していなかった。この点にかんしてE. パタソンが「自助」のイデオロギーを強調しすぎて、有効な対策を取りえなかった、と結論づけることは可能である。ではあるが、19世紀末のWPPLの活動を評価する上でより重要なことは、当時の女性労働組合運動の主流からは全くはずれてはいるが、しかし、女性労働の実態の上からは重要な位置を占める縫製業をはじめとする幾つかの家事労働に重視する労働者の組織化を試みた点である。組織化や組合の存続といった視点からは、初期のWPPLの活動は必ずしも成功したとはいえない。しかし、この試みは、より長期的に見たとき、意味のない活動ではなかった。19世紀末までのWPPL(WTUL)はこの問題の有効な解決方法を提起するに至らなかったものの、家事労働の持つ問題点、および工場法の限界を早期に認識していた。これは、家事労働に従事していた女性労働者を組織化すべく試みたことによって可能だったと考えられるのである。

20世紀初頭に、反苦汗労働運動で活躍したM. マッカーサーと賃金委員会法成立のために尽力したC. ディルク(Charles Dilke)は、ともにWPPLに深い関係のあった人々である。E. パタソンの死後、WPPLの代表者となったのは、E. ディルク(Emilia Dilke)であったが、<sup>(79)</sup> 彼女はC. ディルクの妻であり、さらに、E. ディルクのあとをついで、1903年にM. マッカーサーがWTULの代表となった。最低賃金法の成立と苦汗労働廃止のために功績があったこの二人が、共に<sup>(80)</sup> WPPLと関連していたことは偶然の一致ではないであろう。WPPLが組織しようとした女性労働者こそが、法定最低賃金制度の恩恵を最も享受する労働者層だったのである。最低賃金制度は、組織化が不可能に近く、工場法では規制が困難な労働者が、低賃金に強制されて行なう長時間労働を規制することが可能な制度なのである。この法律を要求する運動が、組織化が進んだ綿工業の労働者によってではなく、家事労働を行なっている女性の組織化を試みたWPPLによって代表された

注(78) WUJ, Oct., 1877.

(79) E. パタソン等 WPPLの活動家の生涯に関しては、Olive Banks (ed.), *The Biographical Dictionary of British Feminist*, vol. 1, 1985. を参照。同書は、フェミニストたちの活動に関しては、単なる「伝記」をこえて有益な情報を提供する。また、特にディルク夫人の生涯については、今井けい「ディルク夫人とイギリス女性労働運動 その1—ジョージ・エリオット作『ミドルマーチ』と関連して」『大東文化大学紀要』22号, 1984年を参照。

(80) 1878年工場法の後、女性工場監督官のためにおおがかりなキャンペーンを展開した。この動きは、やがて、1893年に二人の女性工場監督官任命へとつながる。1893年に先立ち、1892年の「労働に関する王立委員会」(Royal Commission on Labour)では最初の女性補助委員が任命されている。この時の補助委員であり、1893年に最初の女性工場監督官となった二人の女性のうちの一人、M. エイブラハム(May Abraham)は、1887年から1892年までWPPLの会計係をつとめ、各地の女性労働者の組織化も積極的に行なっている。

のはいわば自然の成り行きなのであった。

## V 結論にかえて

以上の分析から、19世紀第4四半期の WPPL の活動について次のようなことが明らかになった。19世紀後半を通して女性労働のなかで工場外労働が重要な位置を占めていた、という当時の状況を背景に活動した WPPL は当時の女性労働組合運動の主流である綿工業の労働者ではなく、縫製業を中心とした工場外の労働者の組織化を試みていた。それゆえ、1874年から1890年代にかけての時期は、WPPL が女性労働組合を組織しながら、女性労働に対して理解を深めていった期間と考えられる。WPPL が、しだいに女性労働の法的保護を求めるようになった事実も、WPPL の代表者が変わったことによる「方向転換」としてよりは、女性労働に対する理解の深まりにつれて法律の必要性に対する考えが連続的に変化していったとみることが妥当であろう。

しかし、当時の WPPL の活動に問題がなかったわけではない。IVにおいてすでに指摘したように、WPPL が、女性労働者の組織化による労働条件の改善にこだわり、組織化そのものを困難にしている状況に対する把握が不十分だったことは明らかである。この態度は、WPPL が組織化を試みた女性労働組合の多くが短命であったことと無関係ではないであろう。

最後に、本稿では分析されなかった課題を整理しておこう。本稿では WPPL に関する分析を主として WPPL の代表者の言動に関する資料にもとづいて行ってきた。しかし、女性労働者の代弁者としての役割を果たそうとした WPPL の活動は、女性労働者自身の WPPL に対する態度や関心との関連で把握される必要がある。それは同時に、中産階級による労働者の組織化であると理解されてきた WPPL の団体としての性質を再検討することをも意味する。そのためには、WPPL の活動に協力した労働組合の資料や地方新聞を利用し、各地で行なわれた組織化に対する女性労働者の対応を検討する必要がある。また、当時の労働問題に関して、多くの証言を記載した各種の王立委員会の報告書、さらにはC. ブースやS. ローントリー (Seaborne Rowntree) 等の社会調査は第一級の資料である。これらの証言や調査にあらわれた、苦汗労働あるいは工場法に対する女性労働者の見解と WPPL の認識との相違を検討することは、WPPL の性格を再検討するうえで重要な作業となるのである。これらの分析を蓄積することによって、当該時期の女性労働運動の特質を明らかにすることが可能となるであろう。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)